

令和元年9月6日  
内閣法制局総務主幹決定

内閣法制局における行政不服審査法に係る標準審理期間について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条の規定に基づき、同法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定による審査請求に係る標準審理期間を次のように定める。

- 1 審査請求が到達してから情報公開・個人情報保護審査会への諮問までの期間 90日以内
- 2 情報公開・個人情報保護審査会から答申を受領してから裁決までの期間 60日以内

附 則

この規定は、令和元年9月6日から施行する。